

今治市デジタル未来コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 この会は、今治市デジタル未来コンソーシアム（以下「本会」という。）と称する。

2 本会のキャッチフレーズは「チームミライマバリ」とする。

(目的)

第2条 本会は、デジタル技術等に関する勉強会や情報交換会などを通じて今治市の官民のデジタル力の底上げを図ると同時に、今治市のデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）推進のための官民連携基盤を作り、デジタルをきっかけとしたソーシャルキャピタルの形成を目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 参加事業者のDX推進に資するワークショップ
- (2) 参加事業者のDX推進に関する情報交換会及び勉強会
- (3) 市民がデジタル技術等に親しみを持ち、今治市のDX推進を自分ごととして感じるきっかけをつくるため、最新のデジタル技術等に触れる機会となる市民向けイベント
- (4) 前各号のほか本会の目的達成に必要な事項に関すること。

(事業年度)

第4条 本会活動の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度は、本会の設立の日を起点とする。

(事務局)

第5条 本会における下記の事務を処理するための事務局を、今治市総合政策部企画政策局未来デジタル課に置く。

- (1) 第3条に定める活動の支援
- (2) 会員の入会・退会に関する承認
- (3) その他本会の運営に必要な事項

(会員)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、第3条の活動を通じて、デジタルで今治をもっと楽しいまちにするため市民と一緒にチャレンジし、また、自社でのDXに取り組む企業、事業体等であって、本会の目的及び活動に賛同して入会し本規約を遵守する会員をもって組織する。

(入会)

第7条 本会への入会を希望する者（以下「申込者」という。）は、別に定める申込書類を事務局に提出する。

2 事務局が前項の申込書類を受理したことをもって、申込者の入会を承認したものとみなす。ただし、申込者が前条及び第9条に照らして会員としての適格性を有していないと認めるときは、事務局は受理を行わないことができる。

(退会)

第8条 会員等は、書面により事務局に届け出て退会することができる。

(除名)

第9条 第7条の規定にかかわらず、会員等が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、事務局はその会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき。
- (2) 会員等が解散又は営業を停止したとき。
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
- (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。

(分科会)

第10条 本会の会員は、分科会の設置を提案することができる。

- 2 分科会は、共通のテーマで活動する会員によって構成され、互助によりテーマ固有のデジタル技術等実装に向けた課題を共同で解決するための活動を行う。
- 3 事務局は、第1項の会員の提案を踏まえ、分科会を設置する。
- 4 分科会の設置について事務局は助言を行うことができる。
- 5 分科会は、必要に応じて、事務局の承認を得て会員以外の者の出席を求めることができる。

(規約の制定改廃)

第11条 本規約の制定改廃は、事務局が協議の上行い、制定又は改廃した場合には、直ちに会員に通知する。

(解散)

第12条 本会は、本会の目的が達成したと認められる時、会員の過半数の同意を得て解散することができる。

(秘密保持)

第13条 会員は、本会の活動を通じて知り得た個人情報及び他社企業の情報を、本会外の第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

(会費)

第14条 本会は会費を徴収しない。

- 2 今後の本会の活動やその環境の変化を踏まえ、前項の定めを変更する場合は、事務局と会員の協議によりその金額や方法等を決定するものとする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この規約は、令和5年7月31日から施行する。